



子供は無限の可能性を持っている
知的好奇心をくすぐり、興味を持たせ、能力を伸ばす支援をするのが指導者の役割である。

2

歯・口の健康づくりに必要な情報
(心・知・技)を
心～「歯が大切だ」と思う気持ち
知～歯・口に関する知識
技～歯を守る技術
いつ、誰が、どこで、
誰に、どう、伝えたら
最も効果的か？

3

子どもたちが変わるための指導
甘い物を食べるな！飲むな！
歯をみがけ！
↓
ICT を活用した教育
選んで食べよう！
考えて飲もう！
工夫して歯みがきしよう！

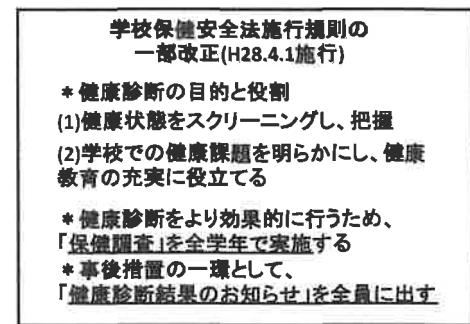
4

今後の健康診断の在り方等
に関する意見(H25.12)
(3)歯と口腔の領域(その1)
歯科検診の結果を踏まえ、歯と口腔の課題だけでなく、子供の健康そのものの保持増進を図る取り組みが必要。すなわち、生活習慣病の予防という観点にも注目し、健診相談や保健指導と連携させながら歯科検診の更なる充実を図ることが必要。
歯科検診は「疾病発見型のスクリーニング」ではなく「健康志向(健康増進)型のスクリーニング」であることに意義がある。

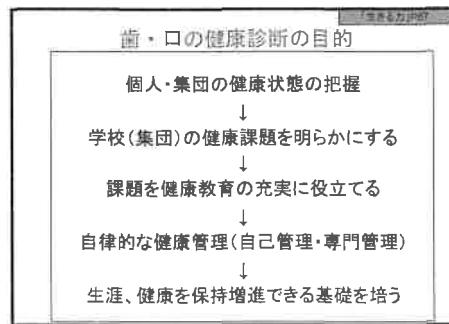
5

今後の健康診断の在り方等
に関する意見(H25.12)
(3)歯と口腔の領域(その2)
今後は、歯列・咬合及び頬顎筋についても大きな課題となってくる。これらは「食べ物を取り込み、食べる」機能、「表情をつくり、話す」機能及び「運動を支え、体のバランスをとる」機能等に直接関わっており、生活の質に關係してくるため、学校歯科医はもちろん、教諭、養護教諭をはじめとする教職員にも、その重要性の共有が求められている。

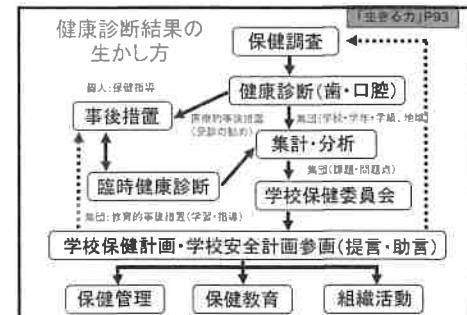
6



7



8



9

保健調査票例(歯・口)

○○小学校 校長 ○○○○

歯・口についてのアンケート

歯・口の健康診断では、むし歯の状態だけでなく、歯の並びかた、噛み合わせの状態、齶開節の状態、歯周・歯肉の状態なども調べます。
そこで、事前に歯について気になっていたことをお聞きして、健康診断の際、学校歯科医の先生にみにいたたきますので、下記のアンケートにお答え下さい。

年 齢 名前 _____

◆あなたのお子さんについて該当するところに○印をして下さい。

1. 口を開ける時にあごが痛いと感じることがありますか。
-はい -いいえ

2. 歯ならびを気にしている様子がありますか。
-はい -いいえ

3. 歯みがきをした時、楽できから血が出ることがありますか。
-はい -いいえ

4. 歯によいおやつを自分で選べますか。 -はい -いいえ

10



11

6. 健康診断の事後措置の意義を理解する

学校保健安全法第14条に「前条の健康診断の結果に基づき、疾患の予防処置を行い、または治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらねばならない」とある。学校保健安全法施行規則第7条で事後措置の内容が規定されている(歯・口腔は1,2,3,9の項が該当)。

● 健康診断結果の事後措置

(1)歯科疾患治療の指示	(5)個別指導
(2)歯科疾患・異常の精密検査受診の指示	(6)歯科保健に関する健康相談
(3)要観察者への指導	(7)歯科疾患の予防処置の指示
(4)歯口清掃、生活習慣改善の指導	(8)健康診断結果の統計的まとめ

12

7. 健康相談の意義を理解する

学校保健安全法第8条に「学校においては、児童・生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする」とある。

- (1)歯・口の健康に問題のある者のうち、種々の理由で学級担任や保健教師などの学校関係者で適切な指導が実施できない者
- (2)精神障害や薬剤乱用について、生活習慣の問題で継続的な相談を必要とする者
- (3)健康の虐待者、生活習慣に問題のある者
- (4)口臭や口腔周辺の不健康者がある者
- (5)本人や保護者が健診相談を必要としている者
- (6)学校歯科医がかわらないと解決できない歯科保健上の問題を抱えた者（例：口腔の状態が原因のいじめなど）

13

「大臣がこゝに」、薬剤乱用統計での指摘は、「薬剤乱用の必要な者を利用す」といっておこなは
ない。百葉、白葉、白葉の結果、まるで誤解してしまったようになりますが大きな差がある。学校
保健教師の役目は監視し、問題があることが発見である。

そして同じく(4)の「甲斐南高について」では、「甲斐南高としてえり見門高（自殺
問題による精神状態）上記の問題を抱えています。甲斐二の問題などとともに、出でば
問題として問題を含みに既成、既成してしまったときに、本人の問題でいる場合は問題を明確
し、専門的アドバイスをして問題を解決する。そのためより良い問題を抱えているならば、適切
な問題を抱えようとしている」となっています。

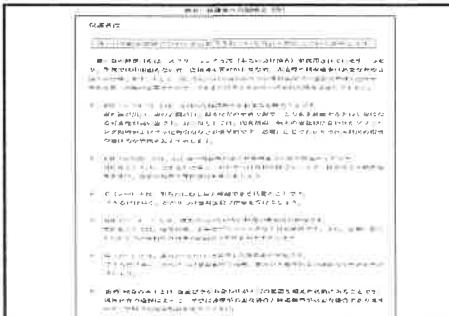
このように、甲斐2年の学校保健会議改定で、次の三条が明記されたことが審議・映
合に対する考え方の変化をもたらしたと考えられる。

第9条（健診実績）平成においては、活生生健診のための検査は隠し、健診検査を行うものと
する。
算用表（健診実績）是れは各地の健良性は、検査に適応して、健良用表は児生検査の
結果が他の目的的問題により、児生生検査の心身の状況を把握し、健診上の問題があると
認めるときは、面倒なく、当該児生検査に対して必要な措置を行うとともに、必要な方に
その結果を対して必要な措置を行なうものとする。
第10条（地域の保健医療等との連携）学校においては、徹底検査、健診検査又は保健検査
を行うにあたりては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の保健医療その他の保健組織と
の連携を図りよう努めるものとする。

14



15



16

なぜ歯みがきするの？

- *むし歯予防
- *歯肉炎予防
- *口臭予防
- *肺炎予防
- *ウイルス感染予防
- *歯から全身への病気の予防
- *規則正しい生活習慣の確立

17

口の中が汚れているだけで こんなに危険!!!

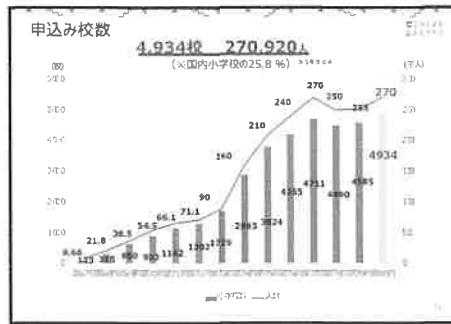
- 心臓の病気の率 1.5 倍
- 心疾患による死亡 1.9 倍
- 心筋梗塞の発作 2.8 倍
- コロナウイルス感染 ? 倍

Bruck J: Periodontal disease and cardiovascular disease. より

18



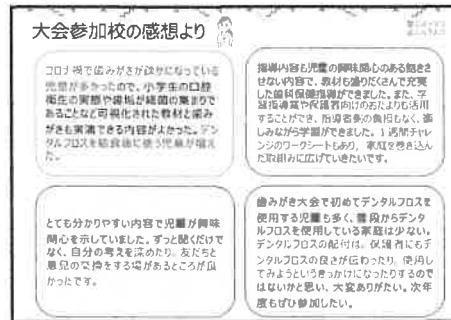
19



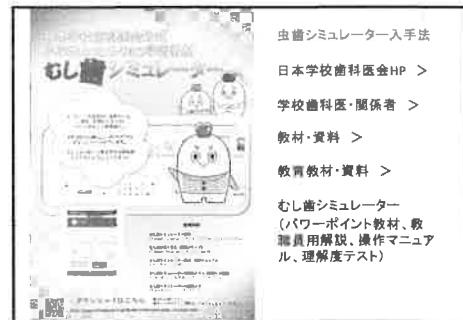
20



21



22



23

Q: 歯科保健をもう一歩進めるためには
どうしたら良いか

A: 指導者自身が楽しむこと

- (1)自分が楽しいことを考える
- (2)子供の知的好奇心をくすぐる
- (3)できることから始める(評価・記録)
- (4)他のことに関連づけて
- (5)状況や発達段階に応じた課題

24